

那 霸 市 公 報

第 1 4 1 4 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

公 告

- モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業（南地区）の施行地区
区域の公告（都市再開発課）…………… 430
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 434

消 防 本 部 訓 令

- 那霸市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令… 434

上 下 水 道 局 告 示

- 「指定の停止」について…………… 435

教 育 委 員 会 規 則

- 那霸市青少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則…………… 436

正 誤

- 那霸市公報第 1409 号の正誤…………… 436

公 告

那覇市公告第33号
平成17年6月15日
掲 示 済

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業（南地区）の施行地区区域の公告

都市再開発法第50条の5第2項及び同法施工規則第16条の5にもとづき、下記、事業に係わる図書を公衆の縦覧に供します。

なお、未登記の借地権を有するものは、書面をもって、その借地権の種類及び内容を公告のあった日から起算して30日以内に申告してください。

那覇市長 翁長 雄志

記

- 1 名 称：モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業（南地区）
- 2 区 域：別紙図面のとおり
- 3 縦覧場所：那覇市都市計画部 都市再開発課（新都心銘苅庁舎5階）
（午前8時30分から午後5時まで、ただし、土、日曜日、祝祭日を除く。）
- 4 電話番号：951-3248
- 5 縦覧機関：平成17年6月15日から平成17年6月28日まで

別表1

モノレール旭橋駅周辺地区(南地区)

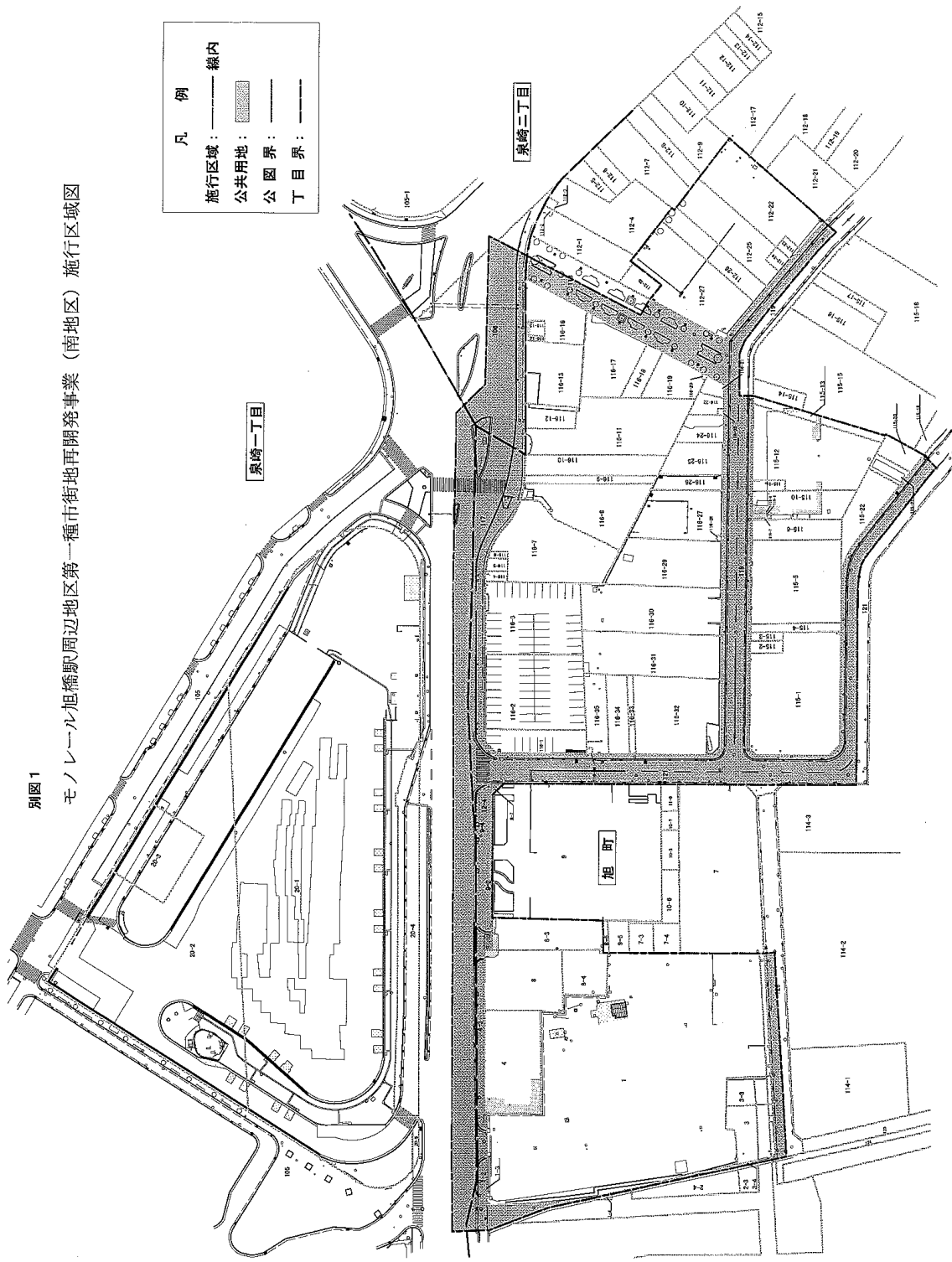
● 宅 地 等

沖 縄 県 那 覇 市 旭 町		
地番		
1 番	115 番 20	116 番 24
3 番	115 番 21	116 番 25
3 番 3	115 番 22	116 番 26
4 番	116 番 1	116 番 27
8 番	116 番 2	116 番 28
8 番 3	116 番 3	116 番 29
8 番 4	116 番 4	116 番 30
112 番 22	116 番 5	116 番 31
112 番 23	116 番 6	116 番 32
112 番 24	116 番 7	116 番 33
112 番 25	116 番 8	116 番 34
112 番 26	116 番 9	116 番 35
112 番 27	116 番 10	116 番 36
115 番 1	116 番 11	1 番地先
115 番 2	116 番 12	3 番地先
115 番 3	116 番 13	以下余白
115 番 4	116 番 14	
115 番 5	116 番 15	
115 番 6	116 番 16	
115 番 7	116 番 17	
115 番 8	116 番 18	
115 番 9	116 番 19	
115 番 10	116 番 20	
115 番 11	116 番 21	
115 番 12	116 番 22	
115 番 13	116 番 23	

● 公 共 用 地 等

沖 縄 県 那 覇 市 旭 町		
別図1の那覇市旭町のうち灰色部分		
1番2	9番7	121番の一部
1番3	12番4	126番の一部
4番3	117番	1番地先
9番2	118番の一部	以下余白
9番4	119番の一部	
沖 縄 県 那 覇 市 泉 崎 一 丁 目		
別図1の那覇市泉崎一丁目のうち灰色部分		
20番4地先	以下余白	
沖 縄 県 那 覇 市 泉 崎 二 丁 目		
別図1の那覇市泉崎二丁目のうち灰色部分		
106番の一部	以下余白	
105番1地先		

別図1
モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業(南地区)施行区域図



那霸市公告第34号
平成17年6月20日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

消 防 本 部 訓 令

消防本部訓令第1号
平成17年7月1日

那霸市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 消 防 本 部
消防長 大 田 和 人

那霸市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

那霸市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程(平成4年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「38時間45分」を「40時間」に改める。

第4条第1項中「午後5時30分」を「午後5時45分」に、「7時間45分」を「7時間15分」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 隔勤者の休息時間は、午前11時45分から正午、午後3時00分から午後3時15分、午後6時30分から午後6時45分及び翌日の午前6時30分から午前6時45分の間とする。

付 則

- 1 この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第5号
平成17年 6月 15日
掲 示 済

「指定の停止」について

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高嶺 晃

- 1 処分をした年月日 平成17年 6月15日
- 2 商号 株式会社 大昌テックス
- 3 代表者名 大久保 昌毅
- 4 所在地 那覇市首里金城町1丁目19番地の4
- 5 登録番号 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 第195号
- 6 処分内容 指定の効力を3月間停止する。
(平成17年6月16日から平成17年9月15日までの3月間)
- 7 処分の原因となった事実
那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第13条(事業の運営に関する基準)に違反し、那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条(指定の停止)に該当すると認められたため。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第15号
平成17年6月17日
公 布 済

那覇市青少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

那覇市青少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市青少年センター設置条例施行規則（昭和52年那覇市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「青少年の街頭指導活動を行うため、」を削り、「青少年指導員の定数は、」を「定数は」に改める。

第6条第1項中「街頭指導」の次に「、相談その他」を加える。

付 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

正 誤

那覇市公報第1409号の正誤

2005(平成17)年4月15日付け那覇市公報第1409号の那覇市条例第24号について、次のとおり訂正する。

頁	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
36	下から1行目	公布の日	平成18年1月1日